

令和元年度第3回川西町子ども・子育て会議（議事録）

■日 時 令和2年3月17日 13時15分～ 14時00分

■場 所 川西町役場2階 202会議室

■出席者

川西町子ども・子育て会議委員

増井 亜紀 笹岡 美保 田原 睦 川端 正視 幸田 欣也

宮崎 博文 岡田 幸余 森田 政美 奥 隆至 吉岡 秀樹

川西町子ども・子育て会議条例第7条に基づく出席者

高場 慎太郎 本井 友美子 藤山 英彦

事務局（川西町健康福祉課）

東 啓太

■欠席

川西町子ども・子育て会議委員

川田 知見 大塚 博守 福田 奈美

川西町子ども・子育て会議条例第7条に基づく出席者

野村 佳代

■内容 1. 開会

2. 議事

(1) パブリックコメントの結果について

(2) 計画最終案の検討

(3) 委員による意見について

3. 閉会

■読み原稿

次ページ以降に掲載

1. 開 会

(13時15分)

事務局（東） ただ今から「令和元年度第3回川西町子ども・子育て会議」を開催します。新型コロナウイルス対策で行事等が自粛されることが多い中、ご出席にご理解・ご協力賜りましてありがとうございます。

議事に入る前に、本日の委員の出欠報告をさせていただきます。本日の欠席は、成和保育園保護者代表 川田委員、川西小学校長 大塚 委員、川西幼稚園長 福田 委員、保健センター所長 野村となっております。委員13名中10名出席となりますので、子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定により、この会議は成立となります。

それでは、本日使用する資料の確認をさせていただきます。

資料1、資料2-1、資料2-2、資料2-3の計4種類で、それぞれ冊子となっております。皆さまお手元資料はございますか。

(全員資料があることを確認)

それでは、議事に入りたいと思いますので、森田会長に進行をお願いします。

議事（1） パブリックコメントの結果について

森田会長 それでは、議事を進めます。

議事（1）「パブリックコメントの結果について」になります。事務局から説明をひとつお終えたあと、質問とあわせて皆さまからのご意見をいただきたく思います。

では、事務局から説明をお願いします。

事務局（東） それでは、資料1をご覧ください。

1 ページ目をご覧ください。パブリックコメントは、ページ上段に記載された方法で行い、1件意見をいただきました。

内容は、学童保育所に関することとなります。内容を読み上げますと、「学童保育所について、最近では希望する児童が全員学童保育所に入所できないと聞いています。需要が多くなっている現状をふまえたうえで、希望者全員が入れるような体制を整える必要があると思います。この点について、川西町としてどのように考え、どういった対策を取っていく予定なのかを回答してください。」というご意見をいただきました。

これについての町の考え方として、次のページに記載があります。計画案で回答に該当する箇所は、資料2の19頁と、47頁となります。

端的に申し上げますと、様々な選択肢の中から、町にあったふさわしい方法を検討するというものとなります。

具体的なことはどうなのかといったことについてご説明します。資料1の、【補足説明】の箇所をご覧ください。

令和2年度においては、教育委員会と川西小学校にご理解とご協力をいただきまして、おかげさまで川西小学校の普通教室を学童保育所として利用させていただけることになりました。

併せて、子育て支援センターの一部職員を学童保育所の指導員として勤務する体制をとり、指導員の必要人数を確保しました。

これにより、利用定員を86名から119名まで伸ばすことができました。

しかしながら、普通教室を利用しても、なお5年生以上の受入についてはお断りせざるを得ないのが現状です。

令和3年度以降についても、一番下に記載してありますとおり、学童保育の需要は横ばいないし微増見込で、実際にはやや増加する可能性が高いと見込んでいます。

そうすると、現状の受入体制ではまだ不足する状態であり、対策が必要となります。どんな対策ができるか、次の頁に記載しております。お断りさせていただきたいのが、ここに記載してあることはあくまでも例示であって、具体的に「このようにする」と、決まったものではありませんし、考えられるすべての対策を書いているというわけでもありません。あくまでも、川西町の現状を踏まえたうえで、今考えられる例の一部であるということは強調させていただきます。

このページに記載してあることをまとめると、川西町では、「場所の確保」と「人の確保」が大きな課題として認識しております。表をご覧くださいいただければお分かりいただけるように、どの案についても、「場所の確保」は簡単に解決できない問題があるのが現状で、加えて、「人の確保」についても、前回会議でも議事にあがりましたが、学童保育所の指導員は近年需要の高まりにより、採用が非常

に難しいという問題もあります。これまでも採用には取り組んではいますが、これからも引き続き指導員の確保に努めてまいります。

計画案本文の記載内容と同じような内容となりますが、現時点ではあらゆる選択肢を捨てずに、様々な案を検討しながら、最適な方法で受け入れ体制の拡充を図っていく、というのが、今のところの川西町の基本方針となります。

私からは、以上です。

森田会長

ありがとうございます。

これまでの説明につきまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

委員

川西町健康福祉課の吉岡です。今の説明の中で、これからの方向を探っていくということなのだが、今現在の川西町の学童保育所の受け入れ状況というのは、県や国や近隣と比べてどのような状況になっているのでしょうか。

事務局（東）

今の川西町の受け入れ状況については、先ほど簡単に述べた通り1年生から4年生までに関しては、希望する児童全員を受け入れてできていますが、5年生以上については断らざるを得ない状況になっています。

実際に全児童に占める受け入れ割合がどれ程かというところで見ると、来年度に関しては、川西町はだいたい3割ぐらい、全校児童数400名に対し124名の受け入れを見込んでいます。400に対し124の3割というのが高いか低いかというところですが、奈良県全体でいうと、だいたい24～5%ぐらいとなるので、川西町の受け入れ児童数でいうと奈良県平均よりは高いというところですが、では十分なのかというところになると、やはり5年生以上はお断りするという現状があるので、まだまだ課題はあるというところと考えています。

森田会長

こちらの状況はよくわかりました。川西町以外でこのような同じような状況で5年生以上をお断りしている自治体というのはあるのでしょうか。

事務局（東）

川西町の現状が1～4年生を受け入れるというところですが、他の自治体に関してはそもそも受付を3年生までとなっていたり、特に大和郡山市だと2年生までしか受け入れができないといった現状があります。

このような現状なので、川西町は比較的受け入れの希望に関しては善処しているかと思えます。しかし、そのような低いところに目標を合わせるのではなく、あくまでも希望者は全員受け入れるという方向で努力をしていかなければならない状況と考えています。

委員 ちなみに桜井市においては 11 か所学童保育所があるが、その 11 か所中 7 か所が定員オーバーしています。他の 4 か所においても、やはり定員の 8 割が来ているので、2 割の残ったところで 4 年生、5 年生、あるいは極端に少ないところであれば 6 年生も受け入れています。

森田会長 ありがとうございます。他にご意見・ご質問等はありませんでしょうか。他にご意見・ご質問がないようですので、次の議事に進みたいと思います。

議事（２） 計画最終案の検討

森田会長 次に、議事（２）「最終計画案の検討」になります。事務局から説明をひとつお終えたあと、質問とあわせて皆さまからのご意見をいただきたく思います。では、事務局から説明をお願いします。

事務局（東） 資料 2-1、2-2、2-3 を使用します。
資料 2-1 は、計画最終案の概要版となっております。
資料 2-2 が計画の本文となっております。
資料 2-3 については、前回会議で使用した案との違いを一覧表にしたものです。前回、案についての概要についてはご説明させていただきましたので、今回は資料 2-3 の前回資料との相違点を中心にご説明させていただきます。
資料 2-3 をご覧ください。ご覧いただくと修正箇所が多くありますが、多くは体裁を整えるための文言の修正や、法令等に定めがある表現に合わせたりした結果となっております。内容の変更についても、計画の骨子部分を変えるようなものではありませんが、一部、第 2 回会議の時点と今回の案では取組内容に記載することが相違するところがありますので、該当部分のみご説明させていただきます。
具体的な箇所でいうと、太枠で囲った、45 ページの「病児保育事業」と、59 ページの「子ども医療費助成」の箇所になります。

資料 2-2 の 45 ページをご覧ください。一番下の、病児保育の取組についてです。病児保育にはいろいろな実施形態がありまして、令和元年度は、川西町では体調不良児対応型と病後児対応型を実施しておりました。

体調不良児とは、文字通り保育中に発熱や頭痛等で体調不良になった児童のことで、保護者がお迎えにくるまでの間、体調不良児を看護師が対応するもので、

川西こども園で行っております。

続いて、病後児とは、病気から完全回復までの間の状態にいる児童のことを言い、分かりやすい例でいうと、骨折で松葉杖状態等が挙げられます。こういった集団保育にまだ復帰できない病後児を、田原本町にある阪手保育園で病後児対応型として保育するものです。

令和2年度からは、病児対応型というものを実施します。病児とは、文字通り病気状態の児童のことをいい、病児を専用施設で医師・看護師・保育士等が連携して保護者に代わり保育するものです。

病児対応型につきましては、病院でなければできないことや、専用施設の整備、専門職の確保、利益が出る事業ではない等の非常に多くのハードルがあり、県内でも実施している病院は数か所しかないのが現状です。

一方で、仕事を急に休めない保護者の方にとっては、病児対応型は非常にありがたいニーズの高いものになります。

このような厳しい現状の中、車で20～30分と川西町からは多少地理的には不便なところではありますが、生後6か月から小学校6年生までの保護者の皆さまに病児対応型を提供できることになりました。

詳細については、4月まではお知らせできない約束となっておりますので、対象のご家庭には何らかの形で周知できるよう、準備を進めてまいります。

続きまして、資料2-2の59ページの「子ども医療費助成」についてご覧ください。こちらについて大きく変わる点は、※1つ目の部分「※助成方法は、未就学児は現物給付、小・中学生は償還払いとなります。」という部分になります。これまでの子ども医療費については、1医療機関あたり月額外来が500円、14日以上入院で月額1,000円が自己負担の上限となっており、この額を超えて病院でお金を支払っていた分については、後から差額を口座に振り込まれてくるという方法でした。これが、いわゆる償還払いという方法です。償還払いのデメリットは、自己負担額自体は変わらないのですが、いったん立替払の必要があるということが挙げられます。

今年度8月から、就学前児童、県内医療機関に限られますが、窓口で負担する金額が、最初から500円又は1,000円で済むようになりました。これが現物給付方式となります。

詳しくは、広報かわにし7月広報の17ページに掲載されています。

私からの説明は以上とさせていただきます。

森田会長

ありがとうございます。

これまでの説明につきまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

- 森田会長 計画策定、進捗というのは、また皆さんで毎年 1 回など集まるのでしょうか。
- 事務局（東） 各担当課で検証して、取り込み状況を年 1 回、子ども子育て会議で報告させていただく流れの予定となっています。
- 森田会長 それなら各課で事業進捗したのを事務局で集約して、それをまたこの委員会で集まってもらい、確認という流れになるのでしょうか。
- 事務局（東） そうです。
- 森田会長 はい。わかりました。何年計画でしたか。
- 事務局（東） 5 カ年です。
- 委員 業務支援のぎょうせいの方にも伺います。川西町の子ども子育て支援事業計画を策定協力いただいているが、他所の計画と比べて川西町の特徴的な点や、このようなところが違うなど、こういった所がこれから取り組みを考えていった方がいい、ここはよくできているなど、特徴的なものがもしあれば教えていただきたいです。策定した中で気づいた点があればということですが、なければないでかまいません。
- ぎょうせい
（藤山研究員） 川西町様で最初に課長や事務局の東様と初回打ち合わせで最初に伺ったとき、まず川西町の方ではネウボラの方を一生懸命取り組んでおられて、いわゆる全国的に先進的な形になっているというような取り組み状況を伺いました。その点については、年々子どもが育っていくにつれて保護者の方に安心感が生まれ、色々ないい部分ができていると思います。先ほどあった学童保育については、ニーズ量を出すときに、登録者の方の受け入れの状況が夏季の休業中も含めて、精いっぱいされているが、受け入れるところが指導員の確保も含めて、厳しい部分もあると伺っていました。その点については来年度から 1 つ教室を開けて対応するというので、これから安心して繋がっていくのではないのでしょうか。また、病児保育についてはどこの自治体も困っていると聞いています。私は奈良県下で 2、3 カ所の自治体の計画策定に携わらせてもらいましたが、自分の自治体の中になく、車で 20～30 分程のそちらの方に行かなければ、病児につ

いては対応できないというところが多々あります。その点については就業率が高まってきているので、今後整えていくべき課題ではあるが、やはり病院でないとできない、専門職がないとできない、色々なハードルがあるので、その点は課題として残ったとみられます。川西町はコンパクトな町であるので、いわゆる幼児教育・保育施設も数的には少ない中で、アットホームな感じで受け入れられているのがいいと思います。

委員 学童保育のことで、親御さんのフルタイムやパートなどの働き方で、家で見られる、見られないというのが変わってくると思いますが、例えば学童保育を日割りで計算するなど、月 10 日程利用したら半額の 3000 円など、もう少し分けて学童が対応していくのは無理なのでしょうか。

事務局（東） 学童保育所の利用料を利用実績に応じてという意見でよろしいでしょうか。

委員 パートで、家で見られるという人が、毎月 1 ヶ月申し込んでいるのなら、行くだけ行かせようという考え方もいるかと思います。日割りや必要な時だけ預けられるというのであれば、今日は、うちは家で見ます、というようにして預かる側の負担も利用する人が減るというのもあるのかと思います。

委員 コロナで 3 月行かなくとも満額徴収されて、そのあたりは仕方がないのだが、1 回も行っていないのに満額引き落とされるので、そういう徴収の仕方もあっていいのかと思います。ただやはりフルタイムで勤務されている方とパートや自営業の方の預ける時間、日数も違っているので、月定額で引き落としという運用にはなっているが、幼稚園みたいに何時間など、そのような時間の預け方があっても、一定の人数、初年度確保ではなく、日にち単位で大変だが、来る子来ない子の人数が八十何人、1 日であるとすれば、そういう来ない、来る子の入れ替えを毎日満員にすることもできるのではないかと思います。先生が大変だと思いますが。

事務局（東） うまくばらせることが出来れば、なかなか貴重な意見だとは思いますが。ニーズの高い時間帯や曜日など、その辺りは波があるではないかというところですか。もちろんこの間のアンケート取らせて頂いた時の自由意見でも、スポットで利用できるような使い方ができないのかなど、そのような意見も実際に頂いています。

ただし、預かって頂く指導員の先生は児童の事を十分に、当然アレルギーなど、

そのような重要事項も把握していないといけなないので、その日会って初めての子をそのまま預かるというのは、実際なかなか運用としては難しい面があるという気はします。

減免などの方向については優先利用の考え方など、色々検討しなければならないところはあると、こちらの方でも考えているところです。

委員

実際そのような取り組みをされているところが在るのか無いのか、先進地の取組を調査して、出来る範囲で対応してき川西町の取組としては、今のところ、長期休暇枠の創設があります。

長期休暇枠とは、毎日利用する児童とは異なり、長期休暇中だけ利用したい児童に対して、長期休暇中だけ学童で預かるものです。この取組は保護者の意見を聞き、実現可能か検討したうえで数年前から取り組みを実現したものです。川西以外で、このような取り組みをしているところはないと聞いていますので、今お伺いした意見も、どの程度実現可能か分かりませんが、調査等も含めながら前向きに検討していきたいと思います。

森田会長

ありがとうございます。他にご意見・ご質問等はございませんでしょうか。

他にご意見・ご質問がないようですので、次の議事に進みたいと思います。

■ 議事（3） 委員による意見について

森田会長

つづきまして、議事（3）「委員による意見について」に入りたいと思います。この議事につきましては、これまでの議題のテーマに限定することなく、第2期計画を定めるにあたって、広くご意見やご質問をお伺いしたいと思います。今回が計画策定にあたっての会議が最終回となり、委員の皆さまからご意見をうかがう最後の機会となります。どんなことでも構いませんので、ご意見・ご質問等はございませんか。

（特になし）

森田会長

ありがとうございます。他にご意見・ご質問等はございませんでしょうか。他にご意見・ご質問がないようですので、議事3については、以上で終了とさせていただきます。

以上ですべての議事を終了させていただきます。

本日を含め、皆さまから頂戴しましたご意見等につきましては、第2期川西町子ども・子育て支援事業計画に反映させていただきます。

おかげさまでもちまして、計画策定に必要なすべての工程を無事終えることができました。

委員の皆さまのこれまでのご協力にお礼申し上げますとともに、今後とも引き続き川西町の子ども・子育て支援事業施策にご理解・ご協力をいただけますよう、よろしくおねがいいたします。本日はありがとうございました。

進行を事務局に返します。

■閉 会

事務局（東）

それでは、これをもちまして、「令和元年度第3回川西町子ども・子育て会議」を閉会いたします。今年度の会議は、以上をもちましてすべて終了となります。本日は、ご多忙のなかご出席いただき、ありがとうございました。